

# 一般名処方加算について

現在、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者様へご説明のうえ、薬の商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

## 【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方加算1	8点
----------	----

後発医薬品のあるすべての医薬品（2品目以上の場合に限る）が一般名処方されている場合

一般名処方加算2	6点
----------	----

1品目でも一般名処方されたものが含まれる場合

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

